

令和3年度

第19回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月30日（水）午後3時30分～午後4時10分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
協議案第1号 豊頃町農業委員会活動の点検評価及び目標の設定について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席9番 門茂子 議席10番 山田雅江

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 定刻より少し早いですが、只今から第 19 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p>
井下会長	<p>(挨拶趣旨)</p> <p>委員の皆さまには、年度末を迎えられて何かとお忙しい中、本日の総会にご出席いただいて大変ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの方もまん延防止等対策も 21 日に解除されましたが、感染者数も高止まりの傾向となっております。しかしながら皆さんワクチンも全員の方が 3 回接種を受けていると思いますので、今後は感染対策に気を付けながら、農業委員会の活動等もしていきたいと考えております。</p> <p>みなさんご存じのように勝毎にも掲載されておりましたが、今回神局長と佐藤事務員におかれましては、定年退職というかたちになっております。その後局長におかれましては、商工会の事務局長で再任用となっております。佐藤事務員におかれましては、引き続き農業委員会の方で 1 年間、事務のお仕事をしていただくこととなりました。また、新しい局長に関しましても、となりの産業課の林谷補佐が新しい局長として仕事をしてくれることとなっております。</p> <p>また、案内しましたように、本日の総会終了後にいしだの方で歓送迎会を行いたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、来るときに駐車場に止まっていたと思ひますけども、農業委員会のバスの方、3 月の定例会議会におきまして予算通過していただきました。20 何年ぶりですか、あのバスが新しいバスとなりましたので、これからは長時間乗ってもおしり等が痛くならないかなと思ひております。またですね、それとこの委員会室ですけども、同じ議会でエアコンの予算も通っております。今年の夏場、この場所は快適に総会等ができるのではないかと思ひます。</p> <p>今年も順調にビートのポット作業も終わり、もうすぐ畑の方に入る時期となってまいりました。昨年 1 年間ずっとコスト等が高くなっております。農家に対しても、円安やウクライナの関係で、本当に今年は、同じことをやっても、本当に経営的には厳しい年なのかなと思ひております。せめて気象条件というか天気だけは、普通の天候が続いてそれなりの作物が出来ればと思ひております。さっそくですけども総会の方をお手元にあります議案書に基づきまして、進めさしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>

局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 9 番、門 茂子委員、10 番 山田雅江委員にお願いしたいと思ひします。それでは、事務局から経過報告等をお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いと言ふことですので、早速議事に入らせていただきます。議案書 1 ページになります。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございませぬ。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については、背負 番地 ほか 2 筆、地目は公簿畑、現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計 m²、調査地目は雑種地です。土地の所有者及び申請者は 番地 さん。申請目的は地目変更登記のためです。</p> <p>申請位置図は 2 ページに添付してございませぬのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、3 月 22 日に現地調査を実施しております。地元委員であります、熊野委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12 番です。この土地は長年、牛舎、倉庫等が立っていた場所で農地に戻すのは、なかなか厳しいと思われませぬので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思ひませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 3 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>なお、いずれも基盤強化法による賃借権設定がされていた案件で、全件引渡を行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは、番号 1 番の利用権の設定を受けていた方は、育素多 番地 さん、設定をしていた方は被相続人 さん、相続人 中央新町 番地 さんです。賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。土地については記載のとおりです。</p> <p>続いて、番号 2 番の利用権の設定を受けていた方は、牛首別 番地 さん、設定をしていた方は牛首別 番地 さんで、土地については記載のとおりです。賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。土地については記載のとおりです。</p> <p>以上で番号 1 番、番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 4 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。</p> <p>下記の件について農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転 売買による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしな</p>

い要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。

それでは、「番号 1 番」についてご説明いたします。譲渡人は大津幸町番地 さん、譲受人は大津 番地 さんです。土地については大津 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、保安林及び畑、現況は畑で面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。

位置図は 5 ページに、また、求積図は 6 ページに添付しておりますのでご確認ください。

以上で番号 1 番の説明を終わります。

議 長

はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12 月 6 日に現地調査を実施しております。大津の案件ですから、私の方から説明したいと思えます。

こちらの案件は、事務局から説明があった通りでして、この農地をが購入しまして、放牧等に使用したいということです。地域としても、何ら問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。

この件について何かあれば受け賜りたいと思えますが、ございませんか。

委 員

ありません。

議 長

はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 7 ページになります。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。

次 長

はい、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第 5 条第 3 項の規定により北海道農業会議へ諮問し、答申を受けた後、許可することについてご審議を求めるものでございます。

番号 1 番です。申請人は所有者 農野牛 番地 さん、転用者は農野牛 番地 さんです。土地は礼作別 番地の内、地目は公簿、山林 現況は畑で面積は m²。契約の内容は使用貸借で、転用区分は一時転用、転用の理由は、築堤工事や道路の路盤材として活用されるサンドマット用砂の採取計画を立てたところから、農地として再利用することから、今回、一時転用許可申請をするものです。

次に 8 ページをご覧ください。立地基準は農業振興地域整備計画達成に支障の無い農用地区域内農地の一時転用です。

事業費は 円で、全額自己資金での対応となっています。なお権利を有する者の同意については、土地所有者の さんとの使用貸

	<p>借契約書が提出されています。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積 m^2 内、掘削面積 m^2、保安区域 m^2 となっています。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われます。9 ページに位置図を、10 ページから 13 ページに平面図、求積図、縦断図、横断図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、3月22日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい3番です。この土地は農家の貸借で畑として使っていたことですが、現在畑として使用されていないとのことですので、やむおえない案と思えますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思えますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書14ページになります。議案第5号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。</p> <p>「番号1番」についての説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第5号「農用地利用集積計画の作成の要請について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法、第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めらるものでございます。</p> <p>本議案の案件は農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは議案15ページをご覧ください。「番号1番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は育素多 番地 さん、設定をする方は中央新町 番地 さんです。土地については育素多番地及び 番地 、地目は公簿、畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計</p>

	<p>m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。価格は総額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。位置図については 16 ページをご覧ください。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、3月22日に現地調査、調整会議を行っております。調整委員長には河崎委員がなっておりますので、河崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい3番です。先ほど事務局の方から説明がありました通り、以前からさんと さんの間で、賃貸で耕作されていた土地で、このたび売買ということとなりましたので、地域としても問題無いと言うことですので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号 2 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 2 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、設定をする方は牛首別 番地 さんです。土地については旅来 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。価格は総額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図については 17 ページに添付していますのでご確認ください。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、3月22日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。12番です。この案件については議案第2号で合意解約された土地でして、今回 の方が、売買したいということでしたので、地域としても問題無いと言うことですので、よろしくご審議願います。</p>

議 長	只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 18 ページになります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。「番号 1 番」について、説明をお願いします。
次 長	はい。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願いご審議願いたいと思います。 「番号 1 番」です。利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 さん。設定を行う方は、札幌市 条西 丁目 番地 さんです。土地については礼作別 番地 、地目は公簿 現況共に畑で、面積は m ² 。利用権設定等の種類は貸借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は、令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりとなっています。位置図は 20 ページをご覧ください。細い線で表示した部分が本件の対象地です。 なお、本件は農地売買支援事業による賃貸借案件で、 が本年 2 月に幕別町札内の さんから取得した土地を 5 年間貸付後、 さんに売渡す予定になっております。 以上で番号 1 番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては昨年 11 月 16 日に現地調査、12 月 6 日に調整会議を実施しておりまして、調整委員長の河崎委員には 12 月 17 日の第 17 回総会で説明を受けておりますので、今回は説明を省かせていただきたいと思います。 この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 2 番」の説明をお願いします。
次 長	はい。「番号 2 番」です。利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地

	<p>さん。設定を行う方は、 さん。土地については礼作別 番地 ほか、合計 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は合計 m²。利用 権設定等の種類は貸借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日 公告の日から終期は、令和 年 月 日です。借賃は年額 円、 10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 20 ペー ジをご覧ください。太めの斜線で表示した部分が本件の対象地です。</p> <p>なお、本件も農地売買支援事業による賃貸借案件で、 が今年 2 月に 幕別町札内の さんから取得した土地を 年間貸付後、 さんに 売渡す予定になっております。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 昨年 11 月 16 日に現地調査、12 月 6 日に調整会議を実施しておりまして、 調整委員長の、河崎委員には 12 月 17 日の第 17 回総会で説明を受けてお りますので、今回は説明を省かせていただきたいと思います。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 3 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 3 番」の利用権の設定を受ける方は、育素多 番地 さん さん、設定を行う方は、 さん。土地については、育素多 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。利用権設定等 の種類は貸借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期 は、令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円 で支払方法は記載のとおりです。位置図は 21 ページをご覧ください。な お、本件も農地売買支援事業による賃貸借案件で、公社が本年 2 月に中央 新町の さんから取得した土地を 年間貸付後、 さんに売渡 す予定になっております。</p> <p>以上で番号 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 昨年 12 月 6 日に現地調査、調整会議を実施しておりまして、調整委員長の 泉委員には 12 月 17 日の第 17 回総会で説明を受けておりますので、今回 は説明を省かせていただきたいと思います。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p>

続きまして、議案書 22 ページになります。協議案第 1 号「豊頃町農業委員会活動の点検評価及び目標の設定について」をご審議願います。事務局説明願います。

次 長

協議案第 1 号 「豊頃町農業委員会活動の点検評価及び目標の設定について」ご説明をいたします。国が定める農業委員会の適正な事務実施において、毎年度 4 月末までに前年度の活動の点検・評価、及び当該年度の最適化活動の目標設定等を決定した上で、ホームページ等により公表するものとされております。

23 ページ別紙様式 2 は、令和 3 年度の活動の点検・評価（案）です。大項目 1 番の農業委員会の状況についてですが、1. 農業の概要は耕地面積や農家数などを農林水産省の統計数値に基づき記載しております。主に 2015 年の統計時点の農林業センサスが用いられております。2. 農業委員会の現在の体制は、本委員会は平成 29 年に改選された農業委員会法に基づき改選が行われておりますので新制度の表に記入しています。

次は 24 ページ大項目 2 番の担い手への農地の利用集積・集約化ですが、前年度末の集積面積は 9,793ha、集積実績では 9,874ha となり、目標値を上回る面積を確保できました。

25 ページ大項目 3 番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進は、新規参入がありませんでした。

次に 26 ページ大項目 4 番の遊休農地に関する措置に関する評価及び 27 ページ大項目 5 番の違反転用への適正な対応では、該当案件はございませんでした。

続いて、大項目 6 番の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。農地法第 3 条に基づく許可は年間 16 件処理しており、平均の処理期間は 24.44 日でした。28 ページ農地法第 4 条と第 5 条の農地転用に関する事務処理は年間 6 件処理しており、平均の処理期間は 35.67 日でした。どちらも総会における審議結果は議事録に整理してホームページなどで公表しております。次に農地所有適格法人からの事業年度終了後の報告は 17 法人全てから受けております。29 ページ情報の提供等については賃借料情報の提供を毎年 1 月の総会でご審議いただいて 2 月に公表する等記載のとおり実施しております。

大項目 7 番の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特に受けておりません。

30 ページ大項目 8 番は事務の実施状況の公表等ですが、総会議事録と委員会の活動計画の点検・評価を公表しております。

続きまして、31 ページの別紙様式 1 は、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）です。こちらについては、令和 4 年度より記載内容が変更となっており、農業委員の皆様の活動日数に関する記載が追加されています。

大項目 1 番では農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制及び

	<p>農家・農地等の概要を2020年農業センサス等に基づき記載しております。</p> <p>31-2 ページ大項目2番は最適化活動の成果目標を記載しています。まずは、1 最適化活動の成果目標です。今年度の新規集積面積の目標値は、集積率が高水準にあることや過去5年間の集積面積の平均が46haであることを考慮し平均値の50%、23haとしています。</p> <p>次に32ページをご覧ください。2 最適化活動の活動目標です。農地集積に関する打ち合わせや地域内の圃場確認等を行う日数を記載することとされています。なお、今回から活動記録簿を作成することとされています。様式、記載方法等については事務局で整理を行い、近日中に皆様にお知らせいたします。</p> <p>点検評価の案と目標の設定等の案につきましては、一般の農業者の方からの意見等の募集及び北海道農業会議の確認を受けた後、ホームページによる公表及び北海道等へ報告いたします。</p> <p>以上で説明は終わりますが、定められた様式に基づいて案を作成しておりますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局からご説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。先ほど事務局からお話ありましたが、若干活動報告書等の、記入方式というか様式が変わります。議会か4月、5月頃の総会の時に、みなさんに詳しく説明が出来るのではないかと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。よろしいですか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。それではこのように決定をさせていただきます。 本日の議案は、以上です。事務局の方からお願いします。</p>
局 長	<p>(要旨)</p> <p>はい。</p> <p>来月11日の現地調査の予定表を事前に配布させていただきました。</p> <p>内容について確認されて、追加、修正等ありましたら、早めに事務局の方へ連絡いただければと思います。お手数かけますがよろしくお願いいたします。また、それから先ほど会長からお話ありましたが、本日5時45分から職員の歓送迎会をお座敷いしだで行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上となります。</p>
議 長	<p>只今、事務局からの連絡事項等がありましたが、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。</p>
委 員	<p>はい。</p>

議 長	はい。それでは、以上となります。
局 長	はい。それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。
会 長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>はい。皆様のご協力を頂きまして、本日、予定しておりました案件全て、終了することができました。ありがとうございました。事務局の方からご連絡があったように本日、歓送迎会を予定しております。皆さんと相席に着くのは2年前の、いしださんで行った以来だと思っております。本町でも、子供たち等々、コロナなどまだ影響が出ていますので、感染には十分注意されてご出席いただければと思っています。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。</p> <p>閉 会</p>